

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 第5次兵庫県環境基本計画(仮称)(案)
 意見募集期間 : 平成30年12月28日～平成31年1月17日
 意見等の提出件数 : 5件(3人)

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
第5部 2章3節 1(2)住宅、 地域等への再生可能エネルギーの導入拡大	(本文43ページ) 地球温暖化防止対策として、個人レベルでの住宅用太陽光発電の更なる導入は必要不可欠と考える。県として支援策を充実させるべきでは。	1	【ご意見を反映しました】 本文42ページ及び43ページに記述の低利融資制度や47ページに記述の「再生可能エネルギー相談支援センター」等の活用により、住宅用太陽光発電設備の導入・更新を促進していきます。 これらに加え、更なる導入促進のため、本文43ページに住宅用太陽光発電設備の導入が災害時のエネルギー確保にも資する取組であることなど、別の観点からのメリットを県民へ周知することを追記しました。
第5部 2章3節 2(3)事業活動における再生可能エネルギーの導入拡大	(本文46～47ページ) 再生可能エネルギー拡大の重要性は十分に理解できるが、大規模太陽光発電の立地で、森林伐採や斜面崩壊など良好な自然環境が破壊されている事例もある。導入促進と環境負荷の大きい再生可能エネルギーの立地規制をバランスよく実施し、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの導入に努めるべきでは。	1	【ご意見を反映しました】 本文46ページ及び47ページの記述に加えて、ご意見を踏まえ、本文47ページに良好な環境及び安全な県民生活を確保することを目的として制定された「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」に関するコラムを追加しました。
第5部 2章3節 5(2)「適応計画」の策定	(本文51ページ) 兵庫県では、豪雨による河川氾濫や高潮による浸水が相次いでいる。気候変動による災害の増加に備えるために、兵庫県の気候変動適応計画を速やかに策定すべきでは。	1	【ご意見を反映しました】 本文51ページに記述している「適応計画」について、2019(平成31)年度に策定する旨を追記しました。
第5部 3章3節 3(2)外来生物対策の推進 4(3)外来生物対策の推進 【再掲】	(本文55ページ、60～61ページ) ヌートリアやアライグマは徹底的に駆除すべきであると考えるが、エサを与えている人を見かける時がある。県民への意識啓発も充分に行うべき。	1	【既に盛り込み済みです】 本文55ページ及び60ページに記述しているように、ブラックリストや防除指針、ガイドラインを活用し、県民、NPO等や県・市町の関係部局への普及啓発を図っていきます。 なお、防除指針においては、外来生物に対する行政・事業者・県民に求められる対応についても記載されています。
第5部 4章3節 4(1)ウ 不法行為に対する厳格な対応	(本文72ページ) 規範意識が鈍麻した喫煙者の吸い殻投棄を取り締まって欲しい。さらなるゴミの投棄を招き環境悪化の原因となる。事後的にゴミ拾いするのではなく未然に防止すべきだ。海洋汚染の真の脅威はマイクロプラスチックではなくタバコのフィルターだ。	1	【ご意見を反映しました】 本文69ページに記述している海ごみ対策の推進において、川や海はもとより、街中や道路にごみを捨てない意識を定着させるとともに、マイクロプラスチックの原因となる廃プラスチック類の適正処理及び排出抑制を推進していくと修正しました。 なお、一般廃棄物を所管する市町においては、県内38市町がポイ捨て禁止等の環境美化条例を策定済みであり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条においても「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と規定されています。